

日本ボーイスカウト兵庫連盟富士スカウト海外派遣助成金支給規程

(目的)

第1条 この規程は兵庫連盟に加盟する富士章を取得したスカウトが、申請に基づき自己研鑽と見識を深めるため海外でのスカウト活動を行う場合に、その活動支援を目的に行う事業への助成金の支給について必要な事項を定める。

(支給対象)

第2条 富士章を取得した翌年度から3ヶ年以内のスカウトを対象として支給する。ただし、日本連盟が行う同種の海外派遣事業に関し、助成又は補助を受けた者は除く。

(助成金の額)

第3条 海外派遣事業助成金の額は申請一事業あたり10万円以内とする。

(事業助成金の申請)

第4条 事業助成金の給付を希望する者(以下「申請者」という。)は、団委員長、地区委員長、地区コミッショナーの推薦を得て、県連盟事務局を通じ国際委員会に事業内容がわかる企画書等を提出する。

(支給審査)

第5条 申請者から提出された企画書等に基づき、国際委員長、同副委員長、県連盟コミッショナー及び担当の県連盟副コミッショナー並びにスカウト委員長でもって支給審査及び面接を行う。

(支給決定)

第6条 支給審査の結果に基づき、予算の範囲内で理事会の承認を得て支給決定を行い、請求者にすみやかに支給する。

2 理事会の承認を得る暇がない場合は、理事長が支給決定を行い、直近の理事会に報告するものとする。

(事業実施報告)

第7条 申請者は当該海外派遣事業の終了後3ヶ月以内に、書面で実施結果を理事長に報告する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年12月 6日から施行し、平成21年 4月 1日より適用する。